

平成 25 年 7 月 30 日

関係団体 殿

繊維産業流通構造改革推進協議会

会長 馬場 彰

「取引ガイドライン」に基づく取引改革の周知徹底についてのお願い

謹 啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊協議会に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご案内のように、平成 15 年以降、毎年開催しております「経営トップ合同会議」では、繊維業界全体にまたがる諸課題の解決に向け、参加企業各社と協議を進めてまいりました。その結果、公正な取引を行うためのルールブック「取引ガイドライン」の策定や、情報共有化への取り組みとして「仕入・納品伝票」フォーマットの統一及び「SCM 統一伝票」等を取り決め、現在は受発注業務に関する「情報の共有化」事業を進めているところであります。

さて、平成 22 年に開催しました「経営トップ合同会議」では「歩引き」取引の全廃について各社が実行することを決議する等、一定の成果を挙げてきましたことはご高承の通りでございます。

本年度の「聴き取り調査」でも、多くの企業が廃止に向けての改革を推進しておりますが、一部の企業では、取引先の要請等の要因により長年の取引慣行として存在しております。その主たる理由は、①廃止することで取引先企業との事業性に及ぼす影響が大きいという懸念 ②取引の維持を図るため、不平等な取引であると分かっているにもかかわらず、自ら廃止の申し入れを行うのは抵抗感がある等のことであります。

しかしながら「歩引き」取引は「代金の減額を誘発する要因になりかねない」等の行為、また、契約書の締結に不可欠な条文として記載を求める「優越的地位の乱用」とも受け取られ、不透明で不適正な取引形態であります。下請法適用の有無に関わらず、違法的な行為である可能性が極めて高い取引であると言えます。

このようなことを踏まえ、貴団体におかれましては、傘下の会員各社に「歩引き」取引全廃を含む取引改革の周知徹底をお願い申し上げる次第です。

なお、本件につきましては経済産業省にも相談しており、改善が見られない事例につきましては必要に応じて法的な取り締まりを求めることも検討してまいります。

謹 白

追 記

本件に関わるお問い合わせにつきましては、事務局までご連絡下さいませ。

【連絡先】〒135-8071 東京都江東区有明 3-6-11 TFTビル東館 9 階

TEL:03-3599-0720 E.mail:info@fispagr.jp